商品概要説明書

退職金専用定期預金

2021 年 4 月 1 日現在

1.商品名(愛称)	・スーパー定期（退職金専用定期預金「うきうき定期預金」「うきうき定期預金プラス」）
2.販売対象	・個人のお客様で 6 か月以内に退職金をお受取りになられた方 ※お預入時に「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」、「退職金支給明細」、「退職金受取通帳」など退職日や退職金のご入金日が確認できる資料をご呈示下さい。 ※当金庫ですでにお預けいただいている定期預金からのお預け替えは対象外となります。
3.期間	・定型方式…1 年、3 年の自動継続(元金継続、元利継続)のみ
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	 ・一括預入 ・お一人様 100 万円以上退職金受取金額まで ・1 円単位
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6.利息 (1)適用金利	 ・固定金利 (1) うきうき定期預金 退職金をお預入のお客様 ●お預入期間 1 年…0.25%（税引後 0.1992125%） ●お預入期間 3 年…0.375%（税引後 0.2988187%） (2) うきうき定期預金プラス 退職金をお預入頂き、かつ、年金のお受取をご指定*いただいたお客様 ●お預入期間 1 年…0.45%（税引後 0.3585825%） ●お預入期間 3 年…0.575%（税引後 0.4581887%） *年金のお受取をご指定（下記①～③のいずれかに該当のお客様） ①現在当金庫で年金をお受取中のお客様 ②当金庫に公的年金のお受取をご指定いただいたお客様 ③当金庫で年金のお受取をご予約されたお客様（満 55 歳以上） ※年金のご予約は当金庫所定の「年金受取りご予約申込書」にご記入いただきます。 また、年金受取口座が未開設の場合は、口座の開設を行っていただきます。 ※預入期間に応じた上記利率を約定利率として満期日まで適用します。 ※特別金利は初回の満期日までとさせていただきます。 ※自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
(2)利払方法	●お預入期間 1 年 満期日にあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または元金に組み入れて継続します。 ●お預入期間 3 年 ＜単利型＞満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日に、預金の利率の 70%（小数点第 4 位以下切捨て）の中間利息を利息の一部として支払います。中間払利息の合計を差し引いた利息の残額は、あらかじめ指定された方法により、指定口座へ入金するか、または元金に組入れて継続します。 ＜複利型＞6 か月毎の複利計算とし、あらかじめ指定された方法により満期日に一括して指定口座へ入金するか、または元金に組入れて継続します。
(3)計算方法	＜単利型＞付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算 ＜複利型＞付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする 6 か月毎の複利計算
7.税金	・お利息には、20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ただし、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間にお受け取りのお利息には、復興財源確保法により、復興特別所得税 0.315%が付加され 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
8.手数料	―
9.付加できる特約事項	・退職金定期預金にお預けいただくと当金庫のキャッシュカードを他の金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニＡＴＭ等でご利用いただいた場合、手数料月 3 回を上限としたご利用手数料をキャッシュバックします。

徳島信用金庫

	※キャッシュバックは本定期預金の預入日の翌月15日以降の適用となります。 ※本定期預金を解約した場合はキャッシュバックの対象外となります。 ※キャッシュバックの対象は初回満期日を経過した最初の月末までです。 ただし、当金庫で公的年金を受給されている方、給与振込をされている方、会員の方は引続きキャシュバックの対象となります。
10.中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、上記特別金利は適用されません。 ・預入時の店頭表示金利により別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した利息を期限前解約利息とともに支払います。
11.金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または人事部(9 時～17 時、電話：088-622-3263)にお申し出ください。 ・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）ーもあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13.その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 決済用預金を除く当庫預入の他の保護対象預金と合算して、預金者1人あたり元金合計1,000万円までとその利息等が保護されます。 ・金利情勢等により、優遇金利を見直し又は取扱いを中止する場合があります。

＜参考＞

●中途解約利率

預入期間	1年もの	3年もの
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	預入日の店頭表示金利×50%	預入日の店頭表示金利×40%
1年以上1年6か月未満		預入日の店頭表示金利×50%
1年6か月以上2年未満		預入日の店頭表示金利×60%
2年以上2年6か月未満		預入日の店頭表示金利×70%
2年6か月以上3年未満		預入日の店頭表示金利×90%